

西東京市公設民営保育園の民設民営化計画の概要

I 計画の背景と目的

背景	公立保育園の運営費は基本的に保育料と市の負担で全てを賄わなければならないが、 待機児童対策や保育士の処遇改善等の保育環境の整備・充実が困難な状況
目的	市ではこの5年間で約940人分の保育定員の受入拡大を行ってきたが、平成31年4月現在で待機児童が108人おり、 更なる待機児童対策や保育士の処遇改善等の保育環境の整備・充実が必要

※公設公営保育園の民間委託化等については子ども・子育て審議会にて引続きの検討となっている。

II 民間委託化の効果検証

平成18年度から平成27年度までの10年間で7園の民間委託化を順次実施。

サービス面の効果	① 午後8時までの延長保育 ② 産休明け保育 ③ 一時保育の実施 ④ 地域子育て支援センター(地域の子育て家庭の支援を行う機関)の設置等
保育の質の確保	第三者評価の結果においても、安定した保育の確保がされている。
財政効果	委託開始当初の平成18年度と平成29年度決算を比較 子ども1人当たりの一般財源額(市負担額)が1,007千円→1,273千円に増加

※公立保育園の民間委託化は概ね当初目的を果たしたが、財政効果は減少している。
一方で、民設民営保育園の一般財源額(市負担額)は、保育士の処遇改善等の保育環境の整備・充実等を実施しているが、平成18年度と平成29年度決算の比較で、ほぼ同程度(698千円→705千円)

理由:民設民営保育園に対しては、運営費に対して負担金として国・都から歳入があるため。

III 民設民営化による効果

民間事業者が得られる効果	子どもたちや保護者が得られる効果	財政効果
保育の実施のみならず、 設備面でも事業者の自由な発想を生かすことが期待できる 。また、国や都が行う各種の保育士負担軽減事業などを活用して、保育環境の整備・充実をより一層図ることができる。	保育士等が長く働き続けられる環境を整えられ、経験やキャリアを積んでいくことで、保育環境の整備・充実を今まで以上に図ることができる 。これにより、 保育の質の向上が見込まれる 。	国や都による財源を確保することで、約4.1億円の財政効果が見込まれる。 これにより、さらなる保育環境の整備・充実に取り組むことができる 。

IV 民設民営化の実施と保育の質の確保

民営化の実施に当たっての方針	子どもの最善の利益、保護者・職員の負担・不安の軽減に十分配慮しながら進めていく。
公私連携保育所制度の導入	公共性が高い保育事業等を民設民営化後も引続き実施していくため、民設民営化に当たっては、 児童福祉法に定める公私連携型保育所制度を導入 する。
公私連携型保育所制度で維持する内容	保育の質の確保:公立保育園として維持してきた保育理念や保育基準の維持 子育て支援事業の継続:緊急一時保育、一時保育、延長保育の実施など 公共施設として維持してきた役割の継続:避難所としての備えを維持

V 民設民営化実施園及び運営事業者の選定方法

1 実施園の選定方法

市以外が土地・建物を所有する公設民営保育園については、事業者選定方法について貸主との協議が必要であることから、土地・建物共に市が所有している公設民営保育園3園から先行して民設民営化を実施することを基本とする。市以外が土地又は建物を所有している4園については、貸主との協議や現在の委託事業者の意向等を踏まえて検討し、目標年度である令和15年度までに全7園の民設民営化を目指す。

2 運営事業者の選定方法

選定審査にあたっては、保護者代表も参加する審査会において現行の委託事業者を先行して審査する。以下の3点を含め審査会で総合的に判断し、適正と判断された場合は現在の委託事業者を運営事業者として選定する。

①	市	現在の委託事業者の保育園の運営状況及び保育内容が優良であると認めること
②	事業者	引き続き運営を行う意向があること
③	保護者	現在の運営事業者による運営を希望すること

選定に至らなかった場合は公募による選定へ移行する。

VI 財産の所有状況と財産処分

○公設民営保育園に係る土地、建物・附属設備、物品における、財産処分の基本的な考え方

所有状況				財産処分				該当園名
土地	建物	附属設備	物品	土地	建物	附属設備	物品	
市		市	市	有償貸付 (定期借地)	有償譲渡		有償譲渡	みどり・田無・しもほうや
都		市	市	都が有償貸付		有償譲渡	有償譲渡	ひがしふしみ・ほうやちよう・芝久保
UR	市	市	市	市が有償貸付		有償譲渡	有償譲渡	そよかぜ

市が所有する建物・附属設備、物品の貸付・譲渡に当たっては、運営事業者が民設民営保育園を新たに開設した場合の負担割合と概ね同等となるよう考慮し、公平性を担保する。

民設民営化実施計画

○現在の委託事業者が運営を引き継ぐ場合

時期	内容など	
民設民営化移行2年度前	民設民営化する園での保護者説明会等の実施	
民設民営化移行1年度前	第1～第2四半期	審査会の設置及び審査(保護者、現在の委託事業者の意向調査等を含む)
	第3四半期	運営事業者決定のお知らせ
民設民営化移行年度	民設民営保育園として開園	

公募による選定へ移行した場合で、現在の委託事業者以外が選定されたときは、表IIの時期中の2年度前を3年度前に、1年度前を2年度前とし、移行1年度前には、引継ぎ保育(現在の委託事業者・民設民営化後の運営事業者による合同保育)等を行い、円滑な移行を図る。

	運営事業者の審査等の開始時期	民設民営化の時期		実施園
		※0内は現在の委託事業者以外が選定された場合		
1園目	令和2年度	令和3年度(又は令和4年度)		しもほうや保育園
2園目	1園目の民設民営化開始の翌年度	審査開始時期の翌年度(又は翌々年度)		みどり保育園
3園目	2園目の民設民営化開始の翌年度	審査開始時期の翌年度(又は翌々年度)		田無保育園

◆現行の実施計画に事情変更が生じた場合は、必要に応じて、見直しを行う。